

4月1日から

病児保育事業を開始します



お子さんが風邪などの病気で安静が必要なときに、保護者が仕事などの事情により家庭で保育できない場合、小児科医院に併設した専用スペースで看護師と保育士がお子さんをお預かりします。

対象

○生後6か月から小学校6年生までの子ども（市民優先）で、病気により安静が必要であること
 ○保護者が仕事・病気などにより家庭で保育が困難であること

定員 1日あたり4人

利用日時 月々土曜日の午前8時30分～午後6時（土曜日は正午まで）

※祝日を除く

※小児科医院の休診日を除く（毎週木曜日、年末年始など）

利用料金 1日あたり1000円（市民以外は2000円）

※市民に限り、生活保護世帯、市民税および所得税非課税世帯などは利用料が免除されます。

利用方法

①登録

利用を希望する場合は事前に登録が必要です。各年度の初回利用時に登録してください。

②利用申込み

あらかじめ医師の診察を受けた上で、利用日の前日までに電話で申し込んでください。ただし、利用当日に定員に満たない場合は、当日の申込みも可能です。

③利用

利用当日に申込書に記入して、お子さんを預けてください。

持ち物 昼食・おやつ・飲み物・着替え・タオル・おむつなど

実施場所 ばば子どもクリニックに併設の専用スペース（五ノ神字武蔵野

352-22）☎555-3788

※電話の受付時間は、利用日時に準じます。

問合せ 子育て支援課保育・幼稚園係

☎232

「(仮称)イオンタウン羽村建設事業」

環境影響評価書案に係る見解書の縦覧

東京都では、「(仮称)イオンタウン羽村建設事業」について、環境影響評価書案に係る見解書の縦覧を行います。

また、「都民の意見を聴く会」を開催します。開催にあたり、公述人を募集します。

環境影響評価書案に係る見解書の縦覧・閲覧

縦覧

期間 4月1日(金)～20日(水)（土・日曜日を除く）

時間 午前9時30分～午後4時30分

場所

○羽村市役所2階環境保全課
 ○福生市役所1階環境課

○東京都環境局環境政策課（都庁第二本庁舎8階）

○東京都多摩環境事務所管理課（立川合同庁舎3階）

閲覧

縦覧期間中は、三矢会館連絡所で資料の閲覧のみ対応します。

時間 午前9時30分～午後1時

都民の意見を聴く会

日時 5月10日(火)午前10時～（午前9時45分から傍聴券配布）

会場 産業福祉センターiホール

※直接会場へお越しください。

※公述人の申し出がない場合は、中止となります。事前に問い合わせてください。

都民の意見を聴く会の公述人募集

定員 25人程度（抽選）

内容 1人15分以内で環境保全の見地から意見を述べる

申込み 4月7日(木)～21日(木)（当日消印有効）に、「事業名・氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称・

代表者の氏名および東京都の区域内に存する事務所または事業所の所在地）・電話番号・環境保全の見地からの意見」を記入し、郵送または直接

提出先へ（土・日曜日を除く）
提出先・問合せ 東京都環境局環境政策課〒163-8001新宿区西新宿2-8-1 ☎03-5388-13453

障害者差別解消法が施行されます

問合せ 障害福祉課障害者支援係 ①85

4月1日から、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されます。

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会を作ることを目指しています。

この法律では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

「不当な差別的取扱い」とは…

- 「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと
- 車いすだからといってお店に入れないこと
- などが挙げられます。

「合理的配慮をしないこと」とは…

- 聴覚障害のある人に声だけで話すこと
- 視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げないこと
- 知的障害のある人にわかりやすく説明しないこと
- などが挙げられます。



■ 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が禁止されます

| | 不当な差別的取扱い | 合理的配慮の提供 |
|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 役所（行政機関・地方公共団体など） | 禁止 してはならない | 法的義務 しなければならない |
| 民間事業者（会社・店舗など） | 禁止 してはならない | 努力義務 するように努力 |

障害者差別解消法 Q&A

- Q** この法律で対象となる障害のある人は？
- A** 障害のあるすべての人が対象となります。障害者手帳を持っていない人も対象となります。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある人と接する場合も、この法律の対象になりますか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、個人的な関係や思想・言論といったものは対象にしません。ただ、すべての人が障害や障害のある人への理解を深めることは、大切なことです。

Q 民間事業者が合理的配慮の努力義務を守らないときは？

A 同じ民間事業者が、繰り返し障害のある人の権利利益の侵害になるような差別を行い、自主的な改善も期待できない場合などには、その事業分野を担当する大臣が報告を求めたり、助言・指導・勧告といった行政措置を行ったりします。

障害のある人もない人も、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しましょう。



羽村市地域防災計画を修正しました

3月14日に開催された羽村市防災会議により、「羽村市地域防災計画（平成28年修正）」が決定されました。

主な修正内容

- 災害対策基本法などの関係法令の改正内容を反映
- 災害時において、特に支援を要する方の避難支援のための避難行動要支援者制度の整備
- 風水害時における市の水防態勢などの充実
- 雪害および火山災害対策の追加

この計画は、市役所2階危機管理課窓口・1階市政情報コーナー、図書館、市公式サイトでご覧いただけます。

問合せ 危機管理課危機管理係 ②17

